

【52 解説文】 川原島新田区会決議（明治三十三年：一九〇〇）〈B〉

（表紙）

「明治三十三年ヨリ

川原嶋新田總會決議録

明治参拾参年壹月、当大字区会決議

一 河岸工事、村受ニテ施行ノ件

〈一 河岸（かがん） 工事、村受けにて施行の件〉

築品ヲ大字全タイニシ、人夫ハ有壹部分ノ者渡、施行スルコト

〈築品を大字（おおあざ） 全たい（体）にし、人夫は有る壹部分の者渡し、施行すること〉

一 村内山林見廻り番、法方^{ママ}ノ件

〈一 村内山林見廻り番、法方の件〉

一月六日ヲ以テ始め、当日ハ五人組三組ニテ見廻り、七日ヨリ壹組

ツ、但シ十四・十五・十六ノ三日間休業、十七日ヨリ三月三十一日迄
壹日三人

ツ、ニテ巡回スルコト

〈一月六日を以（もつ）て始め、当日は五人組三組にて見廻り、七日より壹組づつ、但（ただ）し十四・十五・十六の三日間休業、十七日より三月三十一日迄壹日三人づつにて巡回すること〉

一 共有船新造ノ件

〈一 共有船新造の件〉

工費ハ、共同ニテ拾ヒ置ク流木ヲ使用シ、其売却金ヲ用ヒ、

〈工費は、共同にて拾い置く流木を使用し、其（そ）の売却金を用い〉

不足ハ共有林売渡代金ヲ使用シ、至急着手スルコト

〈不足は共有林売り渡し代金を使用し、至急着手すること〉

一 共有山林割地、売払ヒノ件

〈一 共有山林割り地、売り払いの件〉

至急取調売却シ、代金ハ共有船新造工費及ヒ

〈至急取り調べ売却し、代金は共有船新造工費及び〉

稻荷社修繕費へ使用スル者トス

〈稻荷社修繕費へ使用する者とす〉

一 大字協議費、若シ滞納者有時、処分法方ノ件

〈一 大字協議費、若（も）シ滞納者有る時、処分法方の件〉

伝令書ヲ配附シ、其取立期限后、拾五日間ヲ經過スルモ、

〈伝令書を配附し、其の取り立て期限后（ご）、拾五日間を經過するも、〉

完納セザレバ伍長へ請求シ、伍長ハ親戚へ協議シ、至急

〈完納せざれば伍長へ請求し、伍長は親戚へ協議し、至急〉

立替、皆納可レ致者トス

〈立て替え、皆納（かいのう）致すべき者とす〉

一 区ノ協議会ノ法方ノ件

〈一 区の協議会の法方の件〉

大件目ノ外ハ、可レ成伍長ヲ以テ議員ト定メ、種々ノ

〈大件目（けんもく）の外は、成るべく伍長を以て議員と定め、種々の〉

件目ヲ決スルコト

〈件目を決すること〉

一 自普請ノ施行ノ件

〈一 自普請（じぶしん）の施行の件〉

債任者ノ見込ヲ以テ設計シ、可レ成丈施行スルコト

〈債任者の見込みを以て設計し、成るべくだけ施行すること〉

一 共有林及官林へ松樹植附ノ件

〈一 共有林及び官林へ松樹植え附けの件〉

時期ヲ見計ヒ植附ルコト

〈時期を見計らい植え附けること〉

一 正副区長、増給ノ件

〈一 正副区長、増し給の件〉

区長ハ拾八円、但シ役場ヨリ給与ノ分、入加シタルコト、副式名ハ

〈区長は拾八円、但し役場より給与の分、入加したること、副式名は〉

六円ツ、小使ハ五円ト各決定セリ

〈六円づつ、小使は五円と各決定せり〉

一 区内各種世話人、選挙法方ノ件

〈一 区内各種世話人、選挙法方の件〉

正副区長ノ通知ヲ以テ、伍長兼議員ニテ后撰(互選)ノコト

〈正副区長の通知を以て、伍長兼議員にて后撰(ごせん)のこと〉

一公用ニテ他出ノ旅費ヲ定ムルコト

〈一公用にて他出の旅費を定むること〉

其件向ニヨリ壺様ナラサルコト

〈其の件向きにより壺様(いちよう)ならざること〉

但シ普通ハ日当ノ外、金(ママ) 銭定メ

〈但し普通は日当(にっとう)の外、金 銭定め〉

右ノ外、要用之件目出来候得ハ、臨時ニ議員会

〈右の外、要用の件目出来(しゅつたい)候えば、臨時に議員会〉

ヲ開クコトアルベシ

〈を開くことあるべし〉

明治参拾参年壺月五日

勢多郡南橋村大字川原島新田

区長 永井源吉

一当大字正副区長、報酬改正

〈一当大字正副区長、報酬改正〉

本年度ヨリ区長、村役場ヨリ下附分加、合テ十八円ノコト

〈本年度より区長、村役場より下附分を加え、合わせて十八円のこと〉

副役ハ壺人六円ツ、式名ノコト、三十三年二月十一日決議

〈副役は壺人六円づつ式名のこと、三十三年二月十一日決議〉